

平成 17 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時 平成 18 年 3 月 9 日 (木) 13 時 30 分 ~ 14 時 20 分

場 所 財団法人 日本体育協会 講堂

出席者 長沼本部長、佐藤、田中、吉田の各副本部長
< 常任委員 > 折原、山岸、大山
< 委 員 > 島中 (北海道)、佐藤 (青森)、谷藤 (岩手)、原田 (山形)、
佐藤 (福島)、高野 (茨城)、山野井 (栃木)、内田 (群馬)、
藤沼 (埼玉)、青木 (千葉)、梶山 (東京)、碓井 (神奈川)、
廣川 (新潟)、吉田 (富山)、石島 (石川)、山口 (福井)、
神野 (愛知)、松井 (三重)、福田 (岐阜)、松井 (滋賀)、
岡 (京都)、佐藤 (兵庫)、神前 (和歌山)、川口 (鳥取)、
織奥 (島根)、猪木 (岡山)、吉長 (広島)、藤田 (徳島)、
田中 (福岡)、中島 (佐賀)、吉居 (長崎)、宮崎 (熊本)、
安東 (大分)、中村 (宮崎)、玉川 (鹿児島)、西原 (沖縄)
< 委 任 > 菅原、村田、平井、大橋、小杉、山崎の各常任委員
三上 (宮城)、岩崎 (大阪)、佐竹 (山口)、久保 (愛媛)、
高橋 (高知) の各委員
< 代理出席 > 一関 (秋田)、若尾 (山梨)、野田 (長野)、金刺 (静岡)、
平山 (奈良)、藤澤 (香川) の各県副本部長
< 事 務 局 > 古賀次長、小寺部長、小林課長
他青少年スポーツ部員

事務局より、設置規程第 15 条にもとづく会議成立の報告を行い開会。

会議に先立ち、昨年 12 月 24 日に逝去された故吉川勉滋賀県スポーツ少年団本部長に
対し、弔意を表した。

長沼本部長の挨拶の後、同本部長を議長とし議事に入った。

< 議 案 >

1. 役員人事について

事務局より、去る 1 月に田中日本スポーツ少年団副本部長より、健康上の理由および
愛媛県体育協会愛媛県スポーツ少年団の平成 18 年度役員人事の関係から、日本スポーツ
少年団副本部長を 3 月末をもって辞任したい旨申し出があり、長沼本部長と相談すると
ともに、任期が 1 年間残っていることから、四国ブロックより後任者を補充する方向で

本年度のブロック会議において検討した結果、住谷香川県スポーツ少年団本部長が推薦されたことを説明。

したがって、西地区代表としての副本部長に、住谷香川県スポーツ少年団本部長を推挙する旨を諮り、これを承認。

なお、設置規程により「副本部長は、委員総会で推挙し、日本体育協会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する」と定められており、本委員総会で推挙された後は、3月29日開催の第8回理事会に付議される旨説明。

また、田中副本部長より辞任の挨拶があった。

2. 平成18年度日本スポーツ少年団事業計画・予算(案)について

事務局より資料にもとづき説明。

平成18年度の事業計画案については、昨年6月開催の第1回委員総会で承認を得、予算の編成については本部長に一任されていたが、その後、ブロック会議で意見を伺うとともに、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した事業計画・予算(案)について説明。協議の結果、原案通りこれを承認。

なお、予算(案)については、各種補助金・助成金の決定が4月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願い、6月開催の常任委員会・委員総会にて報告する旨を諮り、併せこれを承認。

平山氏(奈良県)より、日本スポーツ少年団指導者制度改正に伴い指導必携書の内容が改訂されたことから、指導必携書を全有資格指導者に配布して欲しい旨ブロック会議において要望を出したが、予算計上されていないため、どのように検討されているのか質問があった。

これに対して、事務局より、指導育成部会にて検討中だが、9万人に対して配布する場合の経費も大きくなることから、配布方法等も含めて引き続き検討していく旨回答。

< 報告事項 >

1. 日本スポーツ少年団制度・要項等の改訂について

事務局より、昨日開催の第4回常任委員会で下記の3点が承認されたことを報告。

(1) 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準の改訂について

顕彰要綱第3条第2項に定める指導者の顕彰数について、基準枠の拡大を目的に、施行基準「4. 顕彰の数、(2)」の算出基準を、これまで「1,000人以上は2,000人毎に1名を追加」と定めていたものを「1,500人を超える毎に1名を増やす」に変更した。

(2) 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改訂について

平成18年度より軟式野球交流大会を北海道で固定開催することから、基準要項5の(2)の文言を訂正。軟式野球の固定開催に伴い剣道とバレーボールの2競技を、各地区(3ブロック)

で行うことから、なお書きの一部を削除した。

また、「14.大会式典、(2)」の開会式の実施内容について、これまで ~ を必ず実施するものとしていたが、優勝旗、優勝杯返還が全競技一律での実施が難しく、大会毎に実施方法が異なっていることから、 を削除し、「 ~ 、 」に変更した。

(3)日本スポーツ少年団リーダー制度の改正について

リーダー制度「3.資格認定」で定める、スポーツ少年団リーダーの認定物品について、現行は「認定ワッペン」「認定トレーナー」と定めているが、今後「認定トレーナー」の見直しをすることから、物品をトレーナーに限定せず柔軟に対応できるよう「認定品」に変更した。

具体的な認定品については、今後リーダー等の意見を参考に、指導育成部会にて検討していくこととした。

以上、これらを了承。

2.全国スポーツ少年団軟式野球交流大会実施要項基準の変更について

事務局より、平成18年度より全国スポーツ少年団軟式野球交流大会が北海道で固定開催されることに伴い、実施要項基準を以下のとおり変更することについて、昨日開催の第4回常任委員会で、承認されたことを報告。

- ・「5.主催」に読売新聞社を追加
- ・「6.主管」の実行委員会名にこれまで開催都道府県名を入れていたものを削除
- ・「9.参加資格」に新たに(3)として、本大会と財団法人全日本軟式野球連盟主催の「全日本学童軟式野球大会」への両大会に出場を認めない項目を追加
- ・「17.参加申込」で実行委員会名の変更と所在地を明記
- ・「19.大会経費」に関して、固定開催の条件であった参加者交通費について、「参加者の近隣の指定空港から新千歳空港までの往復飛行機チケットを支給する」こととなり、新たに旅費に関する事項を追加
- ・「23.その他」として、交歓交流会で実施するスタンプを準備する旨の記載をしていたが、実状に合わせてこの項目を削除

参加資格に関して、山口委員(福井県)より、福井県では全日本学童軟式野球大会と少年団交流大会の予選を兼ねて実施しているが、平成18年度以降少年団交流大会への参加資格がなくなるのか、質問があった。

これに対して、事務局より、ここで定める参加資格は全国大会の要項であり、予選を兼ねる都道府県大会にまで適用されるものではない旨回答。

3.平成20年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成20年度に北信越ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、および軟式野球交流大会を除いた東地区が担当する競技別交流大会の開催地について、昨日開催の第4回常

任委員会で下記の通り承認されたことを報告。なお、剣道交流大会については、前日の常任委員会時は未定であったが、委員総会前に北海道・東北ブロックの委員で調整した結果、岩手県に決定した旨報告。併せてこれを了承。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

- ・ 第 46 回全国スポーツ少年大会 : 富山県
- ・ 第 31 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 岩手県
- ・ 第 6 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 埼玉県

4. その他

(1) 常任委員の任期等について

昨年 6 月開催の第 1 回委員総会で、常任委員の任期・構成について内規等で明確にする必要があるのではないか、とのご意見があり、常任委員会で協議の結果、常任委員の任期を内規等で一律に年限を定めることには問題があり、現在専門分野の立場で学識経験常任委員に就任いただいている委員には、今後、専門部会等への登用などを通してうまく後継者へ世代交代の出来るようなシステムを作ってください、対処していくこととした旨報告。

また、常任委員の構成についても、その時々において変更の必要が生じる場合があり、内規で固定するのではなく、現行通り選出基準を明確にしていく旨を併せ報告。

(2) 平成 18 年度の常任委員会・委員総会の開催日程について

資料の通り会議開催日程を報告。

以上、これらを了承。

(3) その他

- ・ 石島委員（石川県）より、市区町村顕彰について、合併により顕彰対象となる市町村が減ってきているため、今後、顕彰を見直ししてもらいたい旨要望があった。

これに対して、事務局より、顕彰規程を定めた際に、単位団表彰については実施が困難であったことから顕彰対象としなかった旨説明。また市区町村の表彰率は全国的にはまだ 40 数%程度であるため、他県の状況を見ながら、単位団表彰の問題も含め検討していきたい旨回答。

- ・ 石島委員（石川県）より、平成 18 年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会に関して、4 月下旬から 5 月上旬に講習会実施を予定している県があるが、テキスト等の配布や、講習内容の説明会の予定について、質問があった。

これに対して、事務局より、テキスト等については 3 月中に完成し、4 月上旬に配布予定であること、説明会については 5 月上旬に実施を予定しているが、講

習会に間に合わない県については説明に伺うことができる旨回答した。

・ 福田委員（岐阜県）より、スポーツ少年団認定員養成講習会に関して、平成 17 年度受講者で一部カリキュラム未修了者を救済してもらえるのか質問があった。

これに対して、事務局より、平成 17 年度の時点で次年度よりカリキュラムが変わることを告知しており平成 18 年度講習会に持ち越しはできないが、認定行為は都道府県スポーツ少年団本部長に移譲しているため、都道府県において判断してもらいたい旨回答。また、吉長委員（広島県）より、広島県では平成 17 年度限りでカリキュラムが変わるため単位の持ち越しはできないことをルール化したという報告があった。

以上、協議し 14 時 20 分閉会。